

令和4年11月教育委員会定例会 議事録

日時 令和4年11月10日(木)

場所 県庁行政棟7階「教育委員会室」

令和4年11月教育委員会定例会 議事録

開催日時	令和4年11月10日(木) 9時30分
開催場所	長崎県庁行政棟 教育委員会室
出席委員	中崎教育長、廣田委員、黒田委員、森委員、伊東委員、嶋崎委員
出席職員	島村政策監、狩野教育次長、桑宮総務課長、山崎教育環境整備課長、高稲教職員課長、加藤義務教育課長、谷口義務教育課人事管理監、田川高校教育課長、初村高校教育課人事管理監、岩坪ICT教育推進室長、分藤特別支援教育課長、大川児童生徒支援課長、山崎生涯学習課長、日高学芸文化課長、松山体育保健課長
開 会	<p>(中崎教育長)</p> <p>ただいまから、11月定例会を開会いたします。</p> <p>なお本日は森委員より、所用により、遅れて出席する旨ご連絡をいただいておりますので、ご了承を願います。</p>
署名委員指名	<p>本日の議事録署名委員を、私から指名させていただきます。議事録署名委員は廣田委員、伊東委員の両委員にお願いいたします。</p>
前回会議録承認	<p>次に、10月定例会等の議事録は、各委員に送付されておりますが、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p>
	<p>(中崎教育長)</p> <p>ご異議ないようですから、前回の議事録は承認することにいたします。それでは各委員に、ご署名をお願いいたします。</p> <p>本日、提案されています議題等のうち、冊子2と冊子3につきましては、教育委員会の会議の非公開に関する運用規定により、非公開として協議を進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p>
教育長報告	<p>(中崎教育長)</p> <p>ご異議ないようでございますので、そのように進めていきます。</p> <p>まず冊子1の審議の前に、まず私の方からご報告をさせていただきます。お手元に教育長報告資料をよろしく願います。</p>

長崎県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則で、臨時代理により処理いたしました10月臨時県議会に提出される議案に対する教育委員会の意見についてでございますけども、これは10月31日に開会しました令和4年10月臨時会に上程される議案の中の教育委員会関係の議案について、お配りしております教育長報告資料2ページでございますとおり、10月18日付で知事から議案の作成に対する意見を求められ、資料1ページのとおり、臨時代理により特に意見ない旨、回答いたしました。なお議案の内容につきましては、この後、総務課長からご説明させていただきます。

続きまして4ページをお開きください。市町立中学校校長の人事異動について、南島原市立北有馬中学校 松本宗浩校長の令和4年10月11日付の病気休職に伴いまして、雲仙市立瑞穂中学校 上田敏浩教頭を、令和4年10月24日付で南島原市立北有馬中学校に新校長として臨時代理により発令いたしました。以上で私からの報告を終わります。

(桑宮総務課長)

10月臨時県議会に上程しました議案等についてご説明を申し上げます。資料の3ページにお戻りいただきたいと思います。

こちらに記載のとおり、上程された議案につきましては補正予算1件でございます、いずれも原案のとおり可決承認されました。この補正予算につきましては、国において決定された電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援地方交付金の交付に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするもので、高等学校運営費 1億3,314万7,000円を増額補正いたしました。その内容といたしましては、現在PTAが負担している県立高等学校の空調機に係る経費について補助を実施しようとするものであります。なお空調機に係る経費につきましては、令和5年度からすべて公費化することとしており、保護者負担はなくなることとなっております。

(中崎教育長)

ただいまの説明につきまして、ご質問等はありませんでしょうか。

----- な し -----

(中崎教育長)

1年前倒して実施したいということでございますので、よろし

質

疑

冊子 1
第 17 号議案

くお願いいたします。

それでは、特にならぬようでございますので、定例教育委員会冊子 1 について審議をしたいと思っております。第 17 号議案について、提案理由をご説明願います。

(桑宮総務課長)

冊子 1 の 1 ページの第 17 号議案「教育委員会事務事業の点検・評価等について」、ご説明を申し上げます。

まず点検・評価の流れについて、ご説明をいたします。参考 1 をご覧いただきたいと思っております。図がございますが、この図の左上に記載しているとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づき、教育委員会は毎年、事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表することとされております。点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとなっております。

またその図の右側に記載のとおり、教育振興基本計画の進捗管理につきましても、有識者の意見をいただきながら、点検・評価を行い、効果的な教育行政の推進を図ることとしております。このため、図の真ん中にごございますが、有識者で構成する長崎県教育振興会議を設置しており、今年度は 10 月 12 日に開催いたしました。会議の委員は参考 2 に記載しております 10 名でございます。本日はこの教育振興会議での意見を踏まえ、教育委員会が行う点検・評価の結果を取りまとめることに関し、ご審議をお願いしたいと思います。

1 点目の第三期長崎県教育振興基本計画成果指標の達成状況について、資料 1 をお開きいただき、表紙の裏面をご覧いただきたいと思っております。

令和 3 年度の目標に対する達成状況について掲載をいたしております。成果指標は 61 項目ありまして、令和 3 年度の達成状況として達成率が 100% 以上である達成が 24 項目、90% 以上である概ね達成が 17 項目、90% 未満である未達成が 17 項目となっております。その他、判定不能として 3 項目記載しておりますが、これは新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、指標に設定している内容が実施されなかったことなどにより、達成状況の判定ができなかったものであります。未達成の項目につきましては、その後についております資料 2 に取組状況や未達成の要因分析、今後の取組を記載しているところであります。

続きまして、資料 3 をご覧いただきたいと思っております。資料 3 につ

きましては、令和3年度教育委員会事務事業の点検・評価を行ったものであります。この表紙の次のページの(1)事業群評価の概要、その裏面に成果指標の達成状況を記載しておりますが、未達成であった14項目につきましては、以降のページにその事業の成果指標を掲載し、該当ページに取組状況や未達成の要因等を掲載しているところであります。

続きまして、資料4をお開きいただきたいと思ひます。これは10月12日に開催しました、先ほどご説明いたしました教育振興会議において各委員からいただいたご意見の概要です。主なご意見を簡単に説明したいと思ひます。1ページをお開きください。1ページの一番上のところですが、キャリア教育・職業教育の推進について、委員から出された意見としまして、高校での総合的な探究の時間を使った、ふるさと教育の取組がキャリア教育の1つになっており、そういった時間がとても大事だと思ひという意見が出ております。

2ページ目をご覧ください。外国語教育の推進につきましては、意見の上から3つ目に記載しておりますように、小学校のころから英語力を身につけるための場所をつくってあげるべきだと思ひます。英検などは地域が会場をつくって実施することもできるので、学力向上に地域が一翼を担えるのではないかと。コミュニティスクールの取組を進めて、学校と地域が連携することで成果につながっていくのではないかと。という意見がっております。

次に4ページをご覧ください。4ページの一番下でございます。ICT教育の推進に関する意見として1人1台端末の活用に関し、保護者の意見が反映されている市町が少ないと感じる。そのことによつて、今後、自治体によつてICTを活用した学習への取組に差が生じてくるのではないかと。思ひますので、各市町の教育委員会に保護者の意見を吸い上げるシステムを作つてほしいといった意見がございました。

以上で簡単ではございますが、教育委員会の事務事業の点検・評価に係る資料についての説明を終了いたします。

(中崎教育長)

少し、資料が多くて恐縮でございますけど、ただいま、ご説明を差し上げたものでございます。それでは、この第17号議案について質疑、討論を行います。ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

質

疑

(廣田委員)

この振興計画の達成状況、資料1ですかね、校種間連携と情報教育の推進というのが、ちょっと目についたのですが、基準値と目標値があるのですね。その実績値を見たときに極端に低くなっているのですね。例えばICT教育の推進もそうですけども、校種間連携なんかは、はっきり言うと基準値が68.3%、目標値87%、なのに30.4%。ということは、もう達成できない基準値、目標値の設定でいいのかなというのが素人ながらの単純な疑問なのです。あまりかけ離れているような気がしたものですから。これどうなのですかね。

(加藤義務教育課長)

まず校種間連携の幼保小連携であったり、小中の連携であったり、ここにつきましては、個々の児童の情報の引継ぎ、また配慮を要する子どもの指導についての引継ぎ等が確実にすべての学校で実施がされているところでございます。ここで狙っております校種間連携は、互いの授業を参観したり、また子ども同士が交流をしたり、また教育課程、カリキュラムを一緒につくり上げたりということを狙っているものでございます。当初は着実に向上していたのですが、昨年度、一昨年度、新型コロナウイルスの影響を受けて、このような数値の落ち込みというのが起こっているという状況でございます。

また情報教育のICTを活用して指導ができる教員の割合につきましては、国が実施する教育の情報化調査をもとに、このような数値を出しているところでございます。平成29年度の調査を基準値としたのですが、平成30年度に国の調査内容が大幅に変更され、難易度が高い調査になっております。そこで全国的にもこのように数値の低下が起こっておりますが、その低下した段階からGIGAスクール構想の取組を重ねて、教員の指導力についても着実に向上をしてきているという状況でございます。

(廣田委員)

その国の基準が変わったというのは、ICT教育の場合、1回聞いたことはあります。ただ変わったのであれば、基準値、目標値を年度などを基準にして引き下げてやらないと全然、達成できないというふうに、素人は見てしまうのではないかと思います。私が気にしているのは、ICTを活用して指導できる教員の割合が72.1%というのは何か非常に実績値として低いように感じるのですよ

ね。今日の新聞だったか、情報専門の免許を持っている人が非常に全国的に少ないと。本当にプログラミング教育を指導できるような職員が育ってくるのかという問題点もありますしね。なんか調査のための調査のような感じがして、基準値、目標値が下がったら、下がったように改めてから出した方がいいのではないですか。1回公表したら、こういうふうに基準値を下げましたというふうに私はした方がいいと思うのですけど。

(加藤義務教育課長)

やはり基準値を設定した後に、社会の状況の変化であったり、また国の動向の変化等もあっております。今、廣田委員様からいただいたご指導を踏まえて、また今後、検討をさせていただきたいと思っております。

(中崎教育長)

ちょっとこちらでも検討をしています。注釈をつけて正しい取組状況を表すというのであれば、例えばコロナの状況があれば、そこを見直すとか。そこはちょっと工夫、検討してまいりたいと思っております。

(黒田委員)

一番気になっているのは、ずっと、この不登校生徒数が非常に増えているということです。原因は複合的にいろいろ家庭環境であるとか、いろんなコロナの環境であるとか考えられると思っておりますが、この不登校の児童に対して適切な施策といいますか政策といいますか、いろんな対応が考えられると思うのですけれども、基本的にどういうことを重点的に考えておられるのでしょうか。

(大川児童生徒支援課長)

今、委員からご指摘がありましたとおり、令和3年度小中高の特別支援学校を除いた不登校の児童生徒数は2,784名ということで前年度比で505名増加をしております。これまで、まずは新たな不登校の児童生徒を生まないために、いかに学校あるいは学級の魅力化をしっかりと図っていくか、そこに力点を置いてやっております。それから子どもたちの悩み、いろんな苦しみ、そういったものをしっかりと受けとめるための教育相談体制の充実としてスクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、この配置を毎年、拡充をしております。

ただ、なかなか現状としては不登校の児童生徒が減らないと。一

方で学校あるいは市町にある教育支援センターのいろんな働きかけによって、不登校から復帰して、学校へ復帰した子どもたちも、実はこの令和3年度、5割弱ほどおります。後ほど、またご説明をしようかと思っておりましたが、そういったことの好事例もですね、各市町、学校にしっかり共有しながら、子どもたち、あるいは家庭に寄り添って対応していきたいと思っております。

今年度、新たに不登校支援協議会を立ち上げまして、もうなかなか不登校対策というのは学校や教育委員会だけで対応できる状況ではなくなってきておりますので、いろんな専門の方、関係機関と連携しながら現在、不登校の対策が、どうあるべきかということは今、検討しているところでございます。後ほどご説明をいたしますが、民間の力を借りたり、あるいは地域の力を借りて、そして町ぐるみで不登校児童生徒の支援をしていきたいと今、取組を進めて検討しているところでございます。

(黒田委員)

地域、町ぐるみで取り組むというのは、まさにそのとおりで、そういう方向性は非常に正しいというふうに思います。この原因の半分が無気力ということですが、どういうアンケートでそうされたかわかりませんが、非常にやっぱり問題があって、学校あるいはその環境に対する楽しみとつながりとか、やはりそういうものがないのですね。引き出す力が随分と弱まっているというふうに思っています。そういうところを抜本的にどう地域とともに、いろんな子どもたちがいると思いますので、それぞれに対して細かなメニューが私は必要ではなかろうかというふうに思っております。その辺をぜひお考えいただければと思います。

(中崎教育長)

この後、報告事項でまた不登校ご説明しますので、またそのときご意見いただければと思います。

(廣田委員)

あと1つ、ちょっと関心があったのは、同じくこの資料1の教育振興基本計画のところですけども、これの中学校卒業時に英検3級以上の英語力の生徒の割合、これは基準値が38.8%で目標値が60%、そして実績値は47%で、確かに伸びているけど、同じく高校生の場合は英検2級という会話力を持つ生徒、これはもう基準値が82.6%で86.8%の目標値を達成しているので、まあこ

れは全国的に見ても、良い方で、平均以上ではないかと思ったのですが、あまりにも中学校卒業時の英検3級が47%というのは全国的に見たらどうなのかと。多分、英検というのは、受験料がかかって、家庭に経済的負担があつてというようなこともあるのかどうか。ちょっとそこをお聞きしたいですね。

(加藤義務教育課長)

この英検3級程度以上というのは、実際に英検を受けているということではなく、その能力、力をつけているということを各学校で判断して、このような数値を出しているものでございます。これまで全国平均を約3ポイント程度下回っておったのですが、昨年度47.0%は全国平均も同じく47.0%で今、全国平均に届いたという状況でございます。今後も改善を図りながら、さらに高めていきたいと考えております。

(廣田委員)

ありがとうございました。そうすると全国平均並みのところということだけど、なんかその英検2級というのが非常に難しいというふうに思うのだけど、英検3級はもうちょっとランクが下なので、もうちょっと伸びないのかなというような思いがあります。経済的な負担はないというふうに考えていいのですよね。もし経済的な負担があるのならば、なんか支援みたいなことを考えながら、この目標値を上げていかないといけないというふうな思いもしたものですから。了解いたしました。

もう1件いいでしょうか。もう1つは、資料3の全国の学力調査についてです。36ページのちょっと非常に小さい字で見にくいのですが、そこに目標値で全国平均の正答率、上の科目数という科目の設定の仕方があるのですよ。ここに、そういう目標を設定するのもいいのかなと思ったのですが、恐らく1週間から1カ月の前のマスコミ放送で、全国の学力調査に対する学校の事前対策の弊害について指摘があつたのですよ。要するにもう全国学力調査の成績が上がるように、事前に過去問を一生懸命やらせる。ひどい学校になると、事前に送られてきた問題を見て、もう暗示するような教え方をしているのではないかというふうな指摘がね、報道されたのですよね。そのことで、ある意味、高校の場合の受験勉強対策みたいな形で全国学力調査を捉えて、全国平均より上の科目数が上がるように設定しているという県もあるのではないかと。長崎県の場合に、そういうことまでやって、数値だけを上げるようなことになってい

ないかと思ったものですから、それに対してはどうですか。

(加藤義務教育課長)

全国学力学習状況調査につきましては、それを1つの指標としながら、それぞれの学校、またそれぞれの市町の教育活動の質の向上を図っていくための資料として活用しているところでございます。先日の報道につきましては、まだ正式な文部科学省の話などは出ておりませんが、私がニュース等を見た状況では、一部の教職員の話をもとに報道がなされておったのかなと思います。ですので、その内容、またどのような規模で行われたのかということについては明らかならざるを得ません。

これは同様の問題が平成28年度にも話題になっておりました。その際、文部科学省からは4月前後に集中的に過去の調査問題にとり組んだり、また4月の学習内容を十分に実施せずに、その対策を講じたりということがないようにという指導がっております。このことを踏まえて、私どもも市町の教育委員会を通じて学校に指導しておるところであり、長崎県においては、そのような声は現在、上がってはおりません。

ただ一方で、学力調査の調査問題は大変、質の高い問題になっております。これからの子どもたちが身につける資質能力を調査問題として形にしておるものでございますので、計画的に子どもたちの力を見とったり、また家庭学習で活用したり、そのような活用については積極的な活用を推奨しているという状況でございます。

(廣田委員)

長崎県の場合は、独自に長崎県の学力調査をした上で、こういう全国の学力調査に臨ませているので、そういう過度な対策はないと僕も思っているのですが、要するに事前対策だけして、全国平均を上回るということがないように、現場を指導していただければと思います。

もう1点いいでしょうか。もう1つは資料3の5ページの学校体育研究推進費の、これも体力テストの結果が全国平均と同じレベル、もしくは上回るレベルの割合という目標があるのですね。この目標が100%ということは、要するに全部、全国平均を上回れというふうにとれるのですが、55.3%しか出せていない。目標値が無理ではないのかなと思って、過度にもう全部、全国平均を超えなさいみたいなことになってしまうと、本県の子どもたちが非常に可哀想かなと思ったものですから、そこまで高い目標設定しなくても、

80%台でもいいのではないかなというふうにちょっと思ったのですが、どうでしょう。

(松山体育保健課長)

全34種目で全国平均を上回るというのは、なかなか難しいのではないかというご質問でございます。委員、ご指摘のとおり、達成状況としましては55%という状況になっておりますけども、体力というのは持久力、筋力、柔軟性など全身のバランスの調和というところが大切になってまいりますので、すべての種目で全国平均を上回るというところを目標としております。なお、全国平均を下回る種目につきましても、全国平均と大きな差があるということではございません。わずかな差でちょっと届いてないという状況でございますので、長崎県の児童生徒が極端に体力が低いとか、そういう状況ではございません。そういうところもございまして、目標値に向けて、引き続き体育の授業でありますとか、児童生徒の運動時間の拡大でありますとか、あと楽しく取り組めるような運動の啓発というのを取り組みながら、全国平均を上回るような形で、また同じぐらいになるような形で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

(廣田委員)

私は、もうこの100というのは難しいのではないかというふうに思っているのですが、体力の水準を維持するというのは非常に大事なことなので、ただ中には非常にもう運動が嫌いな子もいるのでね。無理強いが学校現場で起こらないように、何としてもこれ100%達成しないといけないというような形ではなくて、緩やかな目標にしてもらえないかなということで申し上げました。

(中崎教育長)

ほかにございませんでしょうか。それでは質疑、討論をとどめて採決いたします。第17号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

(中崎教育長)

ご異議ないものと認めます。よって第17号議案は、原案のとおり可決することに決定されました。

可

決

報 告(1)

続きまして報告事項に入ります。では、報告事項(1)について、ご説明をお願いします。

(桑宮総務課長)

令和4年10月6日付で県監査委員から令和4年度前期の普通会計定期監査の結果について報告がありましたので、ご説明を申し上げます。別冊の報告(1)資料を1枚お開きいただきますと、定期監査結果報告書というタイトルの資料がございますので、その1ページをお開きいただきたいと思います。

一番上に令和4年度普通会計定期監査結果(前期)と書いているものでございます。令和4年度の前期監査は、本庁及び地方機関の合計118カ所で実施され、教育委員会関係では8月19日に教育庁、本庁11課室に対し実施をされました。

3ページをお開きいただきたいと思います。真ん中に表がございますが、今回、実施された機関におきまして県全体、表の一番左に計という列がございますけど、その指摘事項のところ58点ございました。この指摘事項といいますのは、下の方に説明がございますが、法令、条例または通達等に違反しているなど8つの項目に該当するもので、指導事項につきましては、そのうち軽易と認められるものであります。その内容につきましては、6ページ以降に記載をしているところであります。

続きまして、冊子1の3ページでございます。報告事項(1)の令和4年度定期監査(前期)指摘事項に係る措置状況一覧でございます。教育庁におきましては、指摘事項が5件ございました。補助金等関係で離島留学生ホームステイ費補助金における変更交付申請手続き、産業教育振興会補助金における交付決定前の事前着手、指定管理者負担金における維持修繕費の不十分な精算確認についての3件、その下にありますが、財産の管理関係で海域管理条例に係る許可を受けてない浮棧橋の設置について1件、その他として保有していない公文書の開示決定の1件となっております。

それぞれの措置状況につきましては、この3ページの資料の右側に記載をしておりますが、改めて関係する各種法令や条例規則などを確認の上、適正な事務処理に努めてまいります。また定期監査におきましては、このほかにも指導事項としまして、証紙収入実績簿等の件数、金額の誤りを初め、契約事務や補助金事務に係る事務手続きの不備等に対する指導も受けております。引き続き教育委員会全体で、より一層の事務の処理の適性化に努めてまいります。なお、監査の結果について、各所属が講じた措置につきましては、11月

<p>質 疑</p>	<p>末までに県監査委員で報告することといたしております。</p> <p>(中崎委員長)</p> <p>それでは、ただいまの報告につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>1つだけ意味がわからなかったのは、この報告事項(1)の1の一番、最後の高校教育課の公文書開示請求において、保有していない公文書を開示決定していると。これ読んだときに、意味がわからなくて、どうして保有していない公文書を開示できるのか、公文書を例えば捏造して開示したのか。何かそういうふうに汲み取れるのですよね。どういう意味なのでしょう。</p> <p>(田川高校教育課長)</p> <p>今、ご質問いただきました案件につきましてご説明をいたします。ここで問題になっております公文書と申しますのは、具体的には昨年度請求がなされました教育課程表というものになります。この公文書の開示請求は昨年度の10月1日付で行われました。次年度の教育課程表が出そろうのが例年2月というような時期になっておりまして、10月段階では、教育課程表が出そろっていない時期、保有していない文書であったと。その保有していない文書について開示決定の手続きを行ってしまったという、そういう手続き上のミスでございます。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>そうすると、開示はまだしてないということですか。要するに、この2月というのは、今年の2月のことですね。10月1日に請求があったものを2月になってから出てきた公文書を開示したというふうに捉えていいのですね。</p> <p>(田川高校教育課長)</p> <p>本来の手続きでいきますと、一旦、そこで保有していないものについては開示できない旨の回答をしなければならないのに、開示決定の通知を行って、そして遅れて2月に開示を行ったと。そういう手続き上のミスということでございます。</p> <p>(中崎教育長)</p>
------------	--

報 告(2)

ほかにごさいませんでしょうか。それでは、続きまして報告事項(2)について、ご説明をお願いします。

(桑宮総務課長)

第四期長崎県教育振興基本計画の策定について、ご説明を申し上げます。資料につきましては、冊子1の4ページをお開きいただきたいと思います。

長崎県教育振興基本計画は、教育基本法や長崎県教育方針に掲げる理念などの具現化を図るための教育に係るアクションプランとなっております。現在、策定しております第三期の長崎県教育振興基本計画が令和5年度で終了するため、次期計画である第四期の県教育振興基本計画、令和6年度から10年度までの策定に向けて検討を進めているところであります。

1に記載しておりますように、策定の進め方としましては、(1)の有権者等からの意見聴取として、次期計画の策定に当たり、これからの本県教育のあり方等について、幅広く県民や各界の意見を求めるため、第六期の長崎県教育振興懇話会を設置することとしております。設置期間は、令和5年10月ごろまでとし、その間、会議を今後4、5回程度開催したいと考えております。委員につきましては、右側の5ページに記載しておるとおり、公募委員2名を含む19名となっております。

続きまして4ページの(2)の県議会からの意見聴取の予定としましては、令和5年6月教育委員会でご決定いただいた素案を県議会に報告し、令和5年6月県議会における意見やパブリックコメント等を反映させた計画案を教育委員会でご決定いただき、県議会に報告いたします。その後、令和5年11月に計画議案として県議会に上程する予定としております。そのほか、県民の皆様からの意見聴取として、令和5年の7月にパブリックコメントの実施を予定しております。

2に国の状況としまして、ここに記載しておりますが、国の教育振興基本計画は本県より1年早く平成30年から令和4年度までとなっております。ここに記載しているとおり、現在、審議が進められておりまして、今年度末までに中教審から文部科学大臣に答申がなされる予定となっております。次期計画の策定に当たっては、この国の新たな計画を参酌するとともに、長崎県総合計画など、本県との各計画との整合性も図りつつ、現計画の成果と課題を検証した上で策定してまいりたいと考えております。今後、策定作業を進めていく上で、委員の皆様のご意見を頂戴したいと思いますので、ど

<p>質 疑</p>	<p>うぞよろしく願いいたします。</p> <p>(中崎教育長) ただいまの報告につきまして、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(廣田委員) これは先ほど第三期の教育振興計画ですか。その、こういう点検事業評価というのを見て、もう膨大な資料に僕はあきれて、もう本当に見るのも大変な資料、やる人たちがこれ大変ではないかと思っ て、恐らくこれは国の第四期教育振興基本計画、今年度末に中教審から文部科学大臣に答申があつて、それをもとに今度は県が第四期の振興計画を次年度から順に作ると。それを基にまたこの教育委員会事務事業の点検・評価というのがあるのだと思うのですよね。これ、冊子を作った人、教育委員会事務事業の点検・評価を作った人 って大変ではなかったのかなと。これ何とというか、本当にもう担当者が壊れてしまうのではないかなというような気もするのですよ。ですから、こういう基本振興計画の策定については、作るのは構わないと思うの けど、本当に簡素化してやってやらないと、末端の事務事業点検・評価をする人たちは本当に大変になってくるのではないのかなと思つたのですが、私の言っていることは間違つていま すでしょうか。</p> <p>(桑宮総務課長) ご指摘としては委員のご指摘のとおりでございます、今回、提出している資料、大きく2つの流れがありまして、1つは教育基本計画の進捗の評価、これは教育委員会を中心にやっているものであります。それともう1つは県全体で進めている総合計画の係る進捗の評価ということで、それが資料4の事業群の評価という、2つの評価を、同じような評価を並行して進めているという末端にとってはそういう作業が出てきております。</p> <p>今回の策定につきましては、教育庁内の協議の中でも、教育長からもやはりシンプルでわかりやすい計画にしてほしいという、ご指示もいただいております。そういう視点からもですね、指標のあり方、評価の仕方も含めて、シンプルでわかりやすいものを目指してまいりたいというふうに考えております。</p> <p>(中崎教育長) ご指摘のとおりだと思つておりまして、教育委員会だけではない</p>
------------	--

報 告 (3)

のですけど、県の作る計画がもう分厚くてですね、それに職員が全エネルギーを使ってしまって、本来、大事なものは5年とか10年とかの長期計画なので、振り返って、それぞれの方向性を見ながら、またそれぞれの施策を実情に合わせてやっていくということなのですけど、だからそのサイクルがなかなかできていないというのは、それはちょっと実感しておりますので、ちょっと今のご指摘も踏まえながら、今後の指針となるようなですね、県民の皆様に対してもわかりやすいような、また職員にとってもエネルギーが施策の実行に向けるような計画策定をしていきたいと思っています。ありがとうございました。

ほかにご質問ございませんでしょうか。それでは、続きまして報告事項(3)について、よろしく願いいたします。

(大川児童生徒支援課長)

お手元の冊子1の6ページをご覧ください。

報告事項(3)「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果について」、改めて全国値と合わせてご報告いたします。

まず、1の暴力行為については、全国では7万3,376件と昨年度にくらべ9,785件増加しております。本県では540件で、昨年度と比べ34件の増加となっております。全国では小中学校で増加、本県では小学校は昨年度と同程度、中学校での増加が見られております。要因としては感情を抑制できず、考え、気持ちを言葉でうまく表現できない。対人関係の構築がなかなかうまくできない。そういった子どもたちが増加しているのではないかというふうに考えております。また特定の児童生徒が暴力を繰り返して起こしているということも増加の要因としてあげられております。

続いて7ページ、2のいじめについてであります。いじめの認知件数は全国で60万5,109件、昨年度と比べ9万7,270件の増加となっております。本県は1,791件で、昨年度と比べ247件の減少をしております。3年連続、本県では減少をしております。本県の認知件数につきましては、これまで以上、各学校は子どもたちに丁寧な目配りを行い、また未然防止等の指導徹底がなされてきたこと。こういったことが減少につながっているのではないかと考えております。またコロナ禍において、特に誹謗中傷、あるいは差別等が起きないように、学校において徹底した指導、支援をしてきたことも減少の要因の1つであるというふうに捉えております。

いじめ解消率につきましては、全国が80.1%、本県は89.4%となっております。なお、本年度に入ってからはいじめ解消の追跡調査によりますと、7月末までに小中高あわせて解消率は98.8%というふうになっております。引き続き未解消の件については、学校と連携して対応してまいりたいというふうに考えております。

次に8ページ、3の長期欠席についてでございます。全国では48万6,403人で、昨年度と比べ、14万7,667人の増加となっております。本県では3,952人で、昨年度と比べ967人増加しております。全児童生徒に対する割合は、全国が4.4%に対し、本県は3.2%となっております。

次に4の不登校についてでございます。不登校児童生徒数は、全国で27万5,763人で、昨年度と比べ、5万3,103人の増加となっております。本県では2,784人で昨年度と比べ505人の増となっております。不登校の要因は(3)に記載のとおりでございますが、本人の無気力、不安、生活リズムの乱れ、また親子のかかわり方、これは子どもにかかわりを持つとしない親子関係など、さらに友人をめぐる問題、学業の不振などが複雑に絡み合っていることが多ございまして、改善に時間を要するケースもふえているのではないかと考えております。これまでの不登校の対策に加え、今年度は不登校支援協議会を立ち上げまして、不登校に関する課題の分析、具体的な対策等を進め、県として支援の方向性を適切に示していくとともに、不登校児童生徒の学校復帰や将来的な自立に向けた支援のため、新規事業を立ち上げるべく、現在、計画を進めているところでございます。

最後に9ページ、5の中途退学者についてでございます。全国では2万607人で昨年度と比べ324人増加しております。本県では186人で、昨年度と比べ21人の減少となっております。中途退学は(3)に理由は記載しておりますが、本県では就職や別の高校への入学を希望するなど、進路変更を理由とするものが非常に多く、次いで学校生活あるいは学業への不適應となっております。なお、中途退学の時点で、進路等が未定の子どもたちについては、長崎若者つながるネットを活用し、就職、就学をサポートする支援機関や相談機関につなぐなど、引き続き切れ目のない支援に努めてまいります。

それぞれの具体的な分析、考察等につきましては、10ページから12ページに示しておりますので、ご覧いただければと思います。今後も児童生徒の生徒指導上の問題、課題等の解決解消に向けまして、学校、家庭、地域と連携し、また関係機関とも相互に連携しまし

<p>質 疑</p>	<p>て、子どもにとって安心・安全な学びの場、居場所等の環境づくり に努めますとともに、子どもの心の安定を図る教育相談体制の一層 の充実に努めてまいりたいと思います。</p> <p>(中崎委員長)</p> <p>ただいまの報告について、ご質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(廣田委員)</p> <p>2 ページ目のいじめで全国は60万5,109人。そして長崎県 は減っていて1,791人ということなのですが、先々週に市町の 教育委員会と教育委員の全国的な集まりがあったのですね。そこで 文部科学省の担当者の方が行政説明をされたのですよ。その行政説 明が、私が聞いた行政説明の中では、非常にわかりやすく、有意 義な時間だったなというふうに思ったのですが、その担当の課長さ んはある県の教育長として出向されたり、また別の県で教育次長を されたりして、2回現場に出られて、現場の実態もなかなかよく把 握しておられたようで、私としては、そういう現場の実態を見なが ら文科省の説明をされたので、非常にわかりやすかったという気が したのですね。その中で印象深かったのは、教育長として在任され たときに、その県の子のいじめというのが、もう極端に少なかった と。10何件とか、ちょっと数字忘れましたが、そのくらいの数 だった。何かおかしいなというふうなことで、2年目か3年目には 1,000件というふうには増えたと。やっと県の実態が出てきたの ではないかと。要するに僕が言いたいことは、長崎県は減ってきて いるけど、全国は増えていますよね。そういう中で、小さいいじめ って、先生たちの関心というのが、もうこんなのは些細な揉め事だ みたいなこと、見逃してはいないのかなという、そういう視点で 話されたのですよね。それが非常に印象的だったので、長崎県の場合 も数は減ってきている、それは望ましいことなんだけど、そうい う小さいいじめというのが見逃されて自殺につながるとかですね。 最近ニュースでよく出るのですよね。長崎県の場合も訴訟の問題が 起こったりですね。大きな問題になっていくので、やっぱりそうい う視点を欠かしてはいけないなと思ったので、担当者としては、こ の減っていったというものは、本当に減っているという実感なの か、現場の関心がちょっと見逃してるのではないかというふうに思 っておられるのか、それをちょっと聞きたいなと思います。</p> <p>(大川児童生徒支援課長)</p>
------------	---

今、廣田委員がご質問されましたが、本県においては、いじめ防止について、より一層、学校と連携しながら対応した結果、学校の取組がある程度、浸透してきたということもあると思います。ただ一方で、SNSを介した誹謗中傷、なかなか表面化しにくいですね、いじめ問題でありますので、あるいはコロナ禍によって生活環境とか行動様式の変化が変わって、不安や悩みを抱えているのだけれども、そのことを思うように相談できずにいる児童生徒も一定数いるというふうに捉えております。したがって、まず子ども自身がSOSを発信できる教育をしっかりと力を入れてやっていかなければいけないのかなど。また学校がいじめが起こってから動くのではなくて、いじめの疑い、いじめかも、そういう疑いのある初期の段階から積極的に認知を行っていくことが大切だというふうに考えております。引き続き管理職あるいは生徒指導担当者を対象とした研修会を通してですね。まずはいじめ防止法のガイドライン、そして各学校のいじめ対策基本方針、これをしっかりと理解を深めさせて、そして各学校のいじめ防止、未然防止とあわせて、いじめの積極的な認知、特定の教員が抱え込むことなく、校長がリーダーシップを発揮しながら組織的に対応できるような、そういった仕組みをしっかりと構築していきたいというふうに考えております。

(廣田委員)

ありがとうございました。引き続きしっかりと頑張っていただければと思います。全国は増えているのでね、安心をしないで、長崎県の実態というのを見つめていただければと思います。

もう1点ですね、次のページの不登校、これはもう全国も増えているし、長崎県も増えていると。増え方が毎年500人ぐらいつ増えていっている状況にあるので、非常に心配な面もあるのですが、回復しているというのかな、不登校から、この中に多分、数字は出ていないのではないかと思うのですが、毎年、こういう人たちが不登校になってきているけれども、回復して学校に通い出した子もいるのですよという、そういう数字は把握していないのですか。

(大川児童生徒支援課長)

学校や教育支援センター、あるいはフリースクールというのを、いろんな働きかけによって、登校できるようになった児童生徒の割合ですが、令和2年度は、全体で38.9%、約4割弱の子どもたちが学校復帰をしております。そして令和3年度につきましては47.

4%、約5割弱の児童生徒が学校復帰し、令和2年度に比べまして8.5ポイント復帰率は上昇しております。これは各学校が本当に丁寧に家庭と連携しながら、不登校の兆候が見られる早い段階から、不登校が長期化する前に教育相談、養護教諭あるいはスクールカウンセラーにつないだり、教育支援センターと連携した組織的な支援体制がとれていることがこの不登校復帰率が上昇している理由かなというふうに考えております。こういった復帰の好事例、これを各市町、学校と常時、共有しながら、今後の不登校支援の一助に役立てていきたいというふうに考えております。

(廣田委員)

不登校は増えているけれども、ある意味、復帰している子どもたちも、回復した子どもたちも増加をしているということなので、ちょっと安心はしました。特に不登校については、恐らく増えていくということは、もう今後も予想されるであろうと思うのですが、先ほどの行政説明のときにですね、不登校の生徒に対する新たな教育システムみたいなこともちょっと話されたのですよね。そういう子どもたちを、フリースクールみたいなのを想定しているのかもしれませんが、よその県では何かそういう生徒のための特殊な学校みたいなものを作って対応しているということを知ったのですが、そういう情報はありますか。

(大川児童生徒支援課長)

今、委員がご質問されたのは不登校特例校のことではないかと思えます。不登校特例校は全国にまだ現在21校しか設置をされておられません。ほとんど市町、あるいは私立の学校の中で不登校特例校が設置をされて、緩やかなカリキュラムが文科省から認められて、そして子どもの不登校の状況や、発達段階に応じながら学習支援をしていくというふうな制度がございます。

(森委員)

9ページの退学者のところでお尋ねなのですけれども、進路変更を希望した退学者で、実際、希望する進路に進んだ子がどれぐらいいるのか、あとはその進んだ後、ちょっと何年間か遡らないといけないのですけど、また辞めたりする子はいるのか、例をちょっと知りたいのですけど。

(大川児童生徒支援課長)

進路変更というのは、例えば公立から私立、あるいは1回、公立を退学してまた受験をし直すというケース、あるいは通信制の高校へ進学するというケースがございますが、その後卒業してどういうふうになったかというのは、我々ちょっと資料としては今、あわせ持っておりません。申し訳ございません。

(伊東委員)

不登校のことについて、もう少しお伺いしたいと思います。社会復帰ができるように、いろんなシステム、仕組みを持っておられて、そして学校復帰が叶っている、生徒の数が増えているということをお聞きいたしました。その実際の要因として、いろいろ掲げられている中で、解決して復帰ができるようなものもあれば、なかなか難しいのかなと思ったりしているものもあります。実際的に、例えばもう少し長期的に見て、復帰はしたけど、やっぱりその後、ひきこもりになってしまったとか。本当に晴れやかに学校に復帰したとか、そういうデータお持ちでしたら教えていただきたいなと思います。

(大川児童生徒支援課長)

特に不登校の支援で中核をなしますのが各、14市町に設置されています教育支援センター、ここに例年、大体300名程度の児童生徒が通級しております。今、委員おっしゃったように、その中でいろんな支援を受けながら学校に復帰を果たして元気で学校生活を送っている子どももおれば、しばらくしてまた不登校傾向になって、また教育支援センターに戻ってくる生徒っていうのもいます。その出入りというのはかなり頻繁な出入りがあったりして、細かいデータとしては把握しておりませんが、教育支援センター以外にフリースクールに通ったりですね、あるいは7市町で、教育支援センターが設置されていないところは、支援委員の方が、アウトリーチ型といいますが、家庭訪問をしてそこで学習支援とか教育相談に乗ったり、そういうことをすることで、学校に復帰したというケースもございます。それぞれ市町が、子どもたちの不登校の状況に応じて、それぞれ今、支援を行っているところでございます。

(黒田委員)

同じく不登校ですけれども、11ページの不登校の傾向というところに背景・要因ですかね、不登校の時期が休養や自分を見つめ直

すなどの積極的な意味を持つという形で記載されておりますけれども、こういう形の不登校の形というのが、どちらかという、主体的に不登校克服をできるような言葉だと思っておりますけれども、どのぐらいいらっしゃるのか。それから教育機会確保法というものの趣旨に沿った支援体制というのが、どのような形でできているのか、ちょっと具体的にあれば教えていただきたいのですが。

(大川児童生徒支援課長)

その背景、要因の3番目の項目につきまして、どれぐらいの数があるのかというのは把握しておりません。ただ平成28年の12月に義務教育段階における教育機会確保法が交付され、翌29年の2月に、この法が施行されております。それを受けて全国的にも不登校の数がふえております。この法の趣旨というのは、学校に行かなくてもいいということではなくて、まず、学校が魅力ある学校である、楽しい学校である。先ほど委員がおっしゃったように、そういう子どもたちにとって居場所がきちんと確保されていなければいけないのだというのが、この法の趣旨の前提にあります。ただそういう中にも、どうしても学校にうまく適応できない。集団の中に入っていけない。そういった子どもたちも実際にいます。そういった子どもたちのために、じゃあ、その子どもたちは、ほっとらかしていいのかっていうとそうではなくて、あらゆる社会教育資源を使って、教育支援センターにつないだり、あるいは民間のフリースクール等と連携をしながらですね、子どもたちの学習支援、社会的な自立に向けた支援を行っていくと。そういうふうな趣旨でございます。したがって、引き続き、学校だけで対応できるものではございませんので、そういうふうないろんな教育資源を使ってですね、不登校支援をやっていく必要があるというふうに思っております。

(中崎委員長)

ほかにございませんでしょうか。それでは、続きまして報告事項(4)についてお願いいたします。

(日高学芸文化課長)

冊子1の13ページをご覧ください。報告事項(4)「長崎県教育庁職員(学芸員)採用選考試験の結果について」、ご報告いたします。

6月の定例教育委員会で、ご報告しておりました対馬歴史研究センター学芸員の昨年度中途退職に伴う採用選考試験につきまして

報 告 (4)

